

令和4年7月22日現在

東京都において実施するオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施方法について

標記について、下記の通り実施するものとする。なお、積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定等については、地域の実情を踏まえ、既に構築された体制を用いて効果的・効率的に実施すること。

記

1 感染者の発生場所・発生状況毎の濃厚接触者の特定と行動制限について

(1) 同一世帯内で感染者が発生した場合

ア 積極的疫学調査の実施・濃厚接触者の特定について

同一世帯内で感染者が発生した場合は、保健所等による積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定を実施する。なお、陽性者本人から濃厚接触者と思われる人に直接連絡すること等を持って特定したこととする 것도可能とする。

イ 濃厚接触者の行動制限について

同一世帯内で感染者が発生した場合、全ての同居者が濃厚接触者となり、その待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とする。

なお、抗原定性検査キットにより2日目と3日目に自費検査を行い、陰性が確認された場合には、3日目から待機を解除することを可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

ただし、いずれの場合も7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害者（児）施設等※や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めるものとする。

また、同一世帯内の陽性者の療養終了までは家庭内外での感染対策に留意する。

※ 障害者（児）施設等には、障害児通所支援事業所のうち、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所、並びに救護施設が含まれる。

(2) ハイリスク施設で感染者が発生した場合

ア 陽性者発生時の報告について

施設内で陽性者が1名判明した時点で、発生届とは別に、保健所や区市町村主管部署等の関係部署に対し、各施設等から報告を実施する。

イ 積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定について

保健所において調査を実施の上、濃厚接触者を特定する。調査の実施方法については、必要に応じて訪問するなど、地域の実情に応じ、保健所と施設が連携の上、効率的・効果的な対応を行うことを可能とする。

さらに、感染対策支援チームや東京都実地疫学調査チームの支援を得ることが可能であり、状況に応じて支援要請を行うこと。

ウ 濃厚接触者の行動制限について

濃厚接触者については、5日間の健康観察・行動制限を実施する（6日目解除）。当該濃厚接触者については、2日目及び3日目に実施した抗原定性検査キットによる自費検査の陰性結果をもって3日目に待機解除が可能である。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

ただし、いずれの場合も7日間が経過するまでは、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めるものとする。

また、2に記載する職種にあてはまる従事者が、当該職種に定められた要件及び留意事項を満たす場合、毎日の勤務前に自己検査で陰性が確認できれば、業務の継続を可能とする。

(3) 高齢者通所施設、障害者（児）通所施設（(2)の施設を除く）等（訪問系サービスを含む。）で感染者が発生した場合

ア 陽性者発生時の報告について

保健所や区市町村主管部署等の関係部署に対し、各施設等から報告を実施する。

イ 積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定について

保健所において調査を実施の上、濃厚接触者を特定する。調査の実施方法については、発生状況や地域の実態等を踏まえ、事業所において作成したリストを保健所が確認するなど、効率的・効果的な方法により実施する。

ウ 濃厚接触者の行動制限について

濃厚接触者については、5日間の健康観察・行動制限を実施する（6日目解除）。当該濃厚接触者については、2日目及び3日目に実施した抗原定性検査キットによる自費検査の陰性結果をもって3日目に待機解除が可能である。なお、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

ただし、いずれの場合も7日間が経過するまでは、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めるものとする。

また、2に記載する職種にあてはまる従事者が、当該職種に定められた要件及び留意

事項を満たす場合、毎日の勤務前に自己検査で陰性が確認できれば、業務の継続を可能とする。

(4) 保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び学童クラブ（以下「保育所等」という。）

ア 積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定について

保健所での積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定は実施しない。

ただし、事業所等の場合と比べると、マスク着用等の基本的な感染対策の徹底が困難である場合も考えられるため、個別の事情に応じて柔軟に対応することは差し支えない。

積極的疫学調査を実施する場合は、発生状況や地域の実態等を踏まえ、保育所等において作成したリストを保健所が確認するなど、効率的・効果的な方法により実施する。

イ 陽性者発生時の対応について

保育所等において陽性者が発生した場合に、原則保健所への連絡は行わない。

ただし、陽性者が複数名発生するなど、施設内において感染が拡大していると考えられる場合、保健所に感染防止対策等について相談することは可能とする。

また、保育所等において5名以上発生した場合等、必要に応じ、保健所等の判断により積極的疫学調査を実施する。

上記ア及びイにおいて積極的疫学調査を行った結果、濃厚接触者を特定した場合の行動制限については、(1)イと同様とする。

ウ 陽性者と接触があった場合の対応について

保育所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤、登園、登校を含む外出を制限する必要はない。陽性者と施設内において接触があったと考えられる場合については、以下の①から③までの対応を実施する。

① 保育所等で感染者と接触のあった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等の感染リスクの高い行動を控えるよう、施設内に周知すること。

② 保育所等で感染者と接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、5日間の外出自粛や5日目に自主的な検査を実施する。

この場合、感染拡大防止対策については接触者が自主的に行うことを基本とする。

③ ①、②いずれの場合であっても、症状がある場合には速やかに医療機関を受診するよう促す。

エ 「保育所等」外で陽性者と接触があった場合の対応について

家族や友人等、「保育所等」外の要因で陽性者と接触した場合は、当該従業者は濃厚接触者としての対応が必要となる。その場合は行動制限については、(1)イ又は(6)イに基づき実施する。

オ その他

感染状況等に応じて、検温など従事者自身による健康状態の確認、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求める。

(5) 上記(2)から(4)以外の施設(以下「事業所等」という。)について

ア 積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定について

保健所での積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定は実施しない。

イ 陽性者発生時の対応について

事業所等において陽性者が発生した場合に、原則保健所への連絡は行わない。

ただし、陽性者が複数名発生するなど、施設内において感染が拡大していると考えられる場合、保健所に感染防止対策等について相談することは可能とする。

また、事業所等において5名以上発生した場合等、必要に応じ、保健所等の判断により積極的疫学調査を実施する。

ウ 陽性者と接触があった場合の対応について

事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として出勤を含む外出を制限する必要はない。陽性者と事業所等内において接触があったと考えられる場合については、以下の①から③までの対応を実施する。

① 事業所等で感染者と接触のあった者は、接触のあった最後の日から一定の期間(目安として7日間)はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等の感染リスクの高い行動を控えるよう、事務所内に周知すること。

② 事業所等で感染者と接触があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど、感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、5日間の外出自粛や5日目に自主的な検査を実施する。

この場合、感染拡大防止対策については接触者が自主的に行うことを基本とする。

③ ①、②いずれの場合であっても、症状がある場合には速やかに医療機関を受診するよう促す。

エ 「事業所等」外で陽性者と接触があった場合の対応について

家族や友人等、「事業所等」外の要因で陽性者と接触した場合は、当該従業者は濃厚接触者としての対応が必要となる。その場合は行動制限については、(1)イ又は(6)イに基づき実施する。

オ その他

感染状況等に応じて、検温など従事者自身による健康状態の確認、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求める。

(6) (1) から(5)までの場所以外で感染者が発生した場合

ア 積極的疫学調査の実施・濃厚接触者の特定について

(1) から (5) までの場所以外で感染者が発生した場合は、保健所等による積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定する。なお、陽性者本人から濃厚接触者と思われる人に直接連絡する等を持って特定したことをすることも可能とする。

イ 濃厚接触者の行動制限について

同一世帯内、職場等以外で感染者と接触した場合の待機期間は当該感染者との最終接触日を0日目として、5日間（6日目解除）とする。

なお、抗原定性検査キットにより2日目と3日目に自費検査を行い、陰性が確認された場合には、3日目から待機解除が可能となる。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

ただし、いずれの場合も7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めるものとする。

2 各職種における待機期間中の業務従事継続の要件及び留意事項について

(1) 医療従事者

医療従事者については、陽性者との接触日を0日とし、2日目と3日目に自費検査を行い、陰性であった場合には、3日目から待機を解除すること、更にワクチンを3回目接種済みである等、要件及び留意事項を満たす限りにおいて、待機期間中に業務に従事すること（不要不急の外出に当たらない）が可能となる。

【要件】

ア 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。

イ 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、3回目接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。

ウ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されていること。

エ 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

【留意事項】

ア 感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。

イ 基本的な感染対策を継続すること。

ウ できる限り、不要不急の外出を控え、通勤時の公共交通機関の利用を避けること。

エ 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。

オ 管理者は、当該濃厚接触者のみならず周囲の医療従事者及び患者の健康観察を行うこと。

カ 検査期間は最終曝露日から14日間であること。（オミクロン株の濃厚接触者の場

合は、最終曝露日から3日間、なお、その場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること等の感染対策を求めること。）

【備考】

集中的検査の実施施設においては、濃厚接触者となった職員の待機期間の解除の判断のための検査（2日目と3日目）及び待機期間中に業務に従事するため、毎日業務開始前に実施する陰性を確認するための検査に、集中的・定期的検査に使用する検査キットを活用できることとする。本検査は、集中的検査の取扱いとなる。

(2) 介護従事者

介護従事者については、陽性者との接触日を0日とし、2日目と3日目に自費検査を行い、陰性であった場合には、3日目から待機を解除すること、更にワクチンを3回目接種済みである等、要件及び留意事項を満たす限りにおいて、待機期間中に業務に従事すること（不要不急の外出に当たらない）が可能となる。

【要件】

- ア 新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等であって外部からの応援職員の確保が困難な施設に従事する介護従事者であること。
- イ 他の介護従事者による代替が困難な介護従事者であること。
- ウ 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、3回目接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していないために3回目接種を実施していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後も可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- エ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（当該検査による実施が困難である場合は、抗原定性検査キットも可）により検査を行い、陰性が確認されていること。
- オ 濃厚接触者である当該介護従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。
- カ 保健所等により、以下を施設として実施する体制が確認されていること。
 - ・ 当該介護従事者の健康状態（無症状であること等）の確認
 - ・ 当該介護従事者に係る適正な検査（検体採取・結果判定、検査キットの確保等）
 - ・ 施設内の感染拡大を防ぐための対策（防護具の着脱、ゾーニング、衛生管理等）

【留意事項】

- ア 感染した場合にリスクが高い入所者に対する介護に際しては、格段の配慮を行うこと。
- イ 当該介護従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。
- ウ できる限り、不要不急の外出を控え、通勤時の公共交通機関の利用を避けること。

エ 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。

オ 当該高齢者施設等の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する介護従事者及び担当する入所者の健康観察を行い、当該濃厚接触者を介する新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。

カ 検査期間は最終曝露日（陽性者との接触等）から3日間に陰性が確認されるまでとする。なお、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスク着用等の感染対策を求めること。

【備考】

集中的検査の実施施設においては、濃厚接触者となった職員の待機期間の解除の判断のための検査（2日目と3日目）及び待機期間中に業務に従事するため、毎日業務開始前に実施する陰性を確認するための検査に、集中的・定期的検査に使用する検査キットを活用できることとしている。本検査は、集中的検査の取扱いとなる。

（3）障害者支援施設等の従事者

障害者支援施設等の従事者については、陽性者との接触日を0日とし、2日目と3日目に自費検査を行い、陰性であった場合には、3日目から待機を解除すること、更にワクチンを3回目接種済みである等、要件及び留意事項を満たす限りにおいて、待機期間中に業務に従事すること（不要不急の外出に当たらない）が可能となる。

【要件】

ア 次のいずれかに該当する施設・事業所であって、外部からの応援職員の確保が困難な施設・事業所の従事者であること。

- ・新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所等している障害者支援施設等
- ・従事者が濃厚接触者となった障害児通所支援事業所

イ 他の従事者による代替が困難な従事者であること。

ウ 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、3回目接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。

エ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（当該検査による実施が困難である場合は、抗原定性検査キットも可）により検査を行い、陰性が確認されていること。

オ 濃厚接触者である当該従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

カ 保健所等により、以下を事業所として実施する体制が確認されていること。

- ・当該従事者の健康状態（無症状であること等）の確認
 - ・当該従事者に係る適正な検査（検体採取・結果判定、検査キットの確保等）
 - ・施設内の感染拡大を防ぐための対策（防護具の着脱、ゾーニング、衛生管理等）
- （※）障害児通所支援事業所についてはアからオまでの要件を満たすことで、本取扱を行うことも可能であること。ただし、この場合においても、他の従事者によ

る代替が困難な従事者に限る運用を徹底するとともに、基本的な感染対策を徹底するなど、感染拡大防止に十分に留意しながら運用すべきものであること。

【留意事項】

- ア 高齢の障害者や基礎疾患を有する障害児者等、感染した場合にリスクが高い入所者・利用者に対する支援に際しては、格段の配慮を行うこと。
- イ 当該従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。
- ウ 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- エ 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- オ 当該障害者支援施設等の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する従事者及び担当する入所者等の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。
- カ 当該障害者支援施設等において新型コロナウイルスワクチン 3 回目接種を実施していない場合は、速やかにその実施に向けて協力医療機関や市町村と連絡調整を行うこと。
- キ 検査期間は、最終曝露日（陽性者との接触等）から3日目に陰性が確認されるまでとする。なお、7日目が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

【備考】

集中的検査の実施施設においては、濃厚接触者となった職員の待機期間の解除の判断のための検査（2日目と3日目）及び待機期間中に業務に従事するため、毎日業務開始前に実施する陰性を確認するための検査に、集中的・定期的検査に使用する検査キットを活用できることとしている。本検査は、集中的検査の取扱いとなる。

（4）保育所等の職員

保育所等の職員については、陽性者との接触日を0日とし、2日目と3日目に自費検査を行い、陰性であった場合には、3日目から待機を解除すること、更にワクチンを3回目接種済みである等、要件及び留意事項を満たす限りにおいて、待機期間中に業務に従事すること（不要不急の外出に当たらない）が可能となる。

【要件】

- ア 他の職員による代替が困難な職員であること。
- イ 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、3回目接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。

ウ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（当該検査による実施が困難な場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い、陰性が確認されていること。

エ 濃厚接触者である当該職員の業務を、施設長、園長及び校長等（以下「施設長等」という。）の管理者が了解していること。

【留意事項】

ア 当該職員が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用や手洗い等により手指を清潔に保つことなどの徹底）。

イ 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。

ウ 当該保育所等の施設長等の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する職員及び利用児童等の健康観察を行い、当該濃厚接触者を介した新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。

エ 検査期間は、最終曝露日（陽性者との接触等）から3日目に陰性が確認されるまでとする。なお、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

【備考】

集中的検査の実施施設においては、濃厚接触者となった職員の待機期間の解除の判断のための検査（2日目と3日目）及び待機期間中に業務に従事するため、毎日業務開始前に実施する陰性を確認するための検査に、集中的・定期的検査に使用する検査キットを活用できることとする。本検査は、集中的検査の取扱いとなる。

「うちさぽ東京」の飲食料品の配送について

- ✓ 飲食料品配送を申請する方が増加
- ✓ 想定を超える感染拡大が継続する中であっても、**自身で食料の調達が困難な自宅療養者に飲食料品を確実に届ける**ため、状況に応じて**配食数や対象者を変更**

期間	対応方針
7月26日正午以降の受付から	<ul style="list-style-type: none">• 対象者を宅配サービスやネット通販を利用できない、親族等による支援を受けられないなど、自身で食料の調達が困難な人に変更• 配食数を1世帯1セットに変更 ※不足する場合は、療養者の人数を上限に追加申請を受け付けます。

事務連絡
令和4年7月25日

各区市町村

新型コロナウイルス感染症対策主管部 御中

東京都総務局総合防災部長

イベント開催時等の感染防止対策の徹底について（依頼）

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

現在、新型コロナの新規陽性者数が急増し、入院患者数も増加しており、都としては、医療提供体制の充実強化などの対策を進めていくとともに、都民の皆様にも基本的感染対策の徹底をお願いしているところです。各区市町村におかれましては、イベント開催時の感染防止対策（下記）の徹底について再度ご確認いただきますようお願いいたします。なお、区市町村が後援しているイベントにおかれましても、感染防止対策の徹底を呼びかけていただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 イベント開催等における必要な感染防止策（令和4年7月15日付内閣官房事務連絡より）

- ① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底
- ② 手洗、手指・施設消毒の徹底
- ③ 換気の徹底

令和4年7月15日付内閣官房からの事務連絡においても換気関連の記載が大幅に追加されております。通知内容も踏まえ、換気についても徹底をお願いします。

- ④ 来場者間の密集回避
- ⑤ 飲食の制限

飲食時における感染防止対策については、飲食店に求められる感染防止策等(※)を踏まえた十分な対策を徹底していただきますようお願いいたします。

- ⑥ 出演者等の感染対策
- ⑦ 参加者の把握・管理等

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/021/587/20211125/kansenboushi.pdf

※飲食店に求める感染防止対策（「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトにおけるチェックポイント）

- (1) 手指消毒の徹底
- (2) マスク着用の徹底
- (3) 間隔の確保・アクリル板等の設置
- (4) 換気の徹底

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_p_project/_page_/001/013/511/2.pdf

事 務 連 絡
令和 4 年 7 月 2 5 日

各区市町村

新型コロナウイルス感染症対策主管部 御中

東京都総務局総合防災部長

夏に向けた感染防止対策について（依頼）

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

都では、6月中旬から新規陽性者数が増加し、入院患者数も急増しています。現在、新規陽性者数の7日間平均が第6波のピーク時を超え、専門家からは、今の増加が継続すればこれまでに経験したことのない爆発的な感染状況になるとの指摘がありました。

こうした状況を踏まえ、都においては医療提供体制等に万全を期すとともに、ワクチン接種を促進することとしています。各区市町村におかれましては、感染防止対策の徹底を促進いただきますようお願い申し上げます。また、3回目、4回目のワクチン接種の呼びかけにもご協力いただきますようお願いいたします。

都では、これから夏休みを迎え、旅行やイベントなどの機会も増えることを踏まえ、このたび、夏に向けた感染防止対策について、都民の皆様へより一層の周知を図るため、ポスターを作成いたしました。

以下のホームページにポスターのデータを掲載しておりますので、各区市町村におかれましては、関係機関等への周知についてご協力いただきますとともに、各区市町村のホームページへの掲載、庁舎内や各区市町村立施設での掲示、各区市町村主催イベントにおける配布などにおいて、ぜひご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

- ・夏に向けた感染防災対策の徹底ポスター（東京都防災ホームページ）

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1021881.html>

- ・ワクチン接種促進ポスター（福祉保健局ホームページ）

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronavaccine/VariousNotices.html>

新しいオミクロン株が広がり、 新型コロナ感染者が急増しています！

しっかり対策、
ステキな夏を！

ウイルスを跳ね返す ワクチン

2回の接種では不十分。
3回目・4回目の
ワクチン接種を！



ウイルスを近づけない マスク

混雑する場所や
会話時は
正しいマスクの着用を！



ウイルスを追い出す 換気

熱中症に
注意しながら
こまめな換気！



こまめに水分補給をするなど、
熱中症にも注意をお願いします

○家庭・職場での感染防止対策

- ・ 外出先から戻ったら、手洗い、手指消毒
- ・ 少しでもおかしいと思ったら検温・受診
- ・ 職場で24時間換気をONに







○外出時の感染防止対策

- ・ 旅行や帰省など、外出前の検査受検や検温
- ・ 海外旅行においても基本的感染防止対策が大切、帰国後は健康観察を
- ・ 体調不良時は予定を変更して受診を
- ・ 普段会わない人と会う場合には気を付けて

○会食時の感染防止対策

- ・ 換気等の対策を徹底している認証店を利用
- ・ 座席を移動せず、アクリル板も外さない
- ・ 会食後は特に体調の変化には気を付けて

○夏特有の場面ごとに特に気を付けてほしいこと

場面	特に気を付けてほしいこと
海水浴 プール 	✓ できるだけ人との距離を確保 ✓ 更衣室等の屋内では会話を控えめに
お祭り 	✓ できるだけ人との距離を確保 ✓ 飲食中は会話を控える
屋外 イベント 	✓ 主催者の指示に従い感染防止対策を ✓ イベント終了後はまっすぐ家へ
遊園地 公園 	✓ 列に並ぶ際は前の人との間隔を確保 ✓ 飲食中は会話を控える
BBQ 	✓ 飲食中は会話を控える ✓ 取り分け用の箸や皿は別々に使用
スポーツ 	✓ 競技前には検温、体調が悪ければ参加しない ✓ 飲食中は会話や応援を控える

あなたの「接種」が
誰かの「笑顔」になる

ワクチン接種のご協力をお願いします



コロナ
ワクチン接種済



1回目



2回目



3回目



4回目

都ワクチンポータルサイト



ワクチンを接種したい けれども・・・

ワクチンの効果に疑問がある



3回目接種はオミクロン株にも有効です。

予約をとるのが大変。予定をたてるのが難しい。



予約なしで接種できる会場もあります。

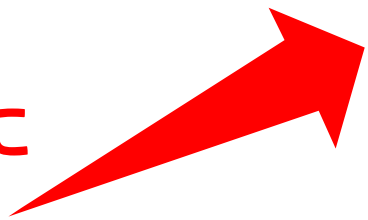
副反応が起きても仕事や学校が休めない。



**土曜日や夜間に接種できる会場もあります。
駅から近い会場もあります。**

ワクチンの効果

3回目接種で
抗体価が**約25倍に**
(20-30代)



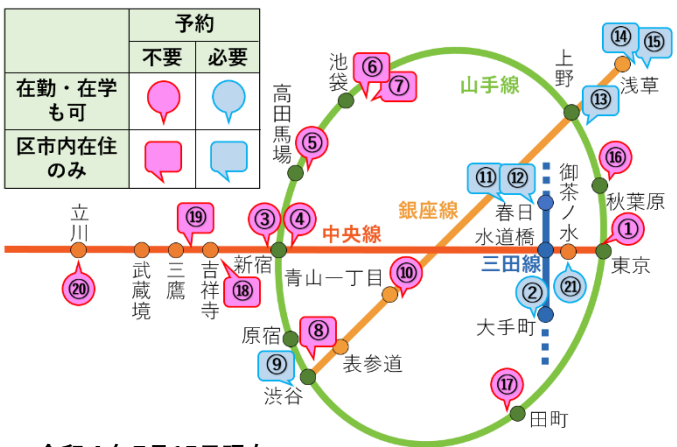
2回目接種から
7か月後

3回目接種から
4か月後

(公財) 東京都医学総合研究所調査資料より

アクセスしやすい接種会場

	予約	
	不要	必要
在勤・在学も可		
区内内在住のみ		



- ① 行幸地下ワクチン接種センター
- ② 自衛隊大規模接種会場
- ③ 都庁南展望室ワクチン接種センター
- ④ 新宿区役所第一分庁舎
- ⑤ 新宿区立元気館
- ⑥ 豊島区役所本庁舎1階
としまセンタースクエア
- ⑦ 池袋保健所
- ⑧ (旧) 第二美竹分庁舎
- ⑨ 文化総合センター大和田
- ⑩ 港区新型コロナワクチン接種第2センター
(旧富山県赤坂会館)
- ⑪ 文京シビックセンター
- ⑫ 保健サービスセンター
- ⑬ 永寿総合病院
- ⑭ 浅草寺病院
- ⑮ 花川戸一丁目施設
- ⑯ 台東一丁目区民館
- ⑰ 港区新型コロナワクチン接種センター
(旧港勤労福祉会館)
- ⑱ 吉祥寺南町コミュニティセンター
- ⑲ 武蔵野市民文化会館
- ⑳ 立川南ワクチン接種センター
- ㉑ 三楽病院ワクチン接種会場

詳しくはこちら



令和4年7月15日現在

上記の他、各自治体で接種会場を設けています。

事務連絡
令和4年7月26日

各都道府県新型コロナウイルス感染症対策部局 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

お盆期間中に帰省される方への検査受検の呼びかけ等について

現下の感染拡大への対応については、先般7月15日に、新型コロナウイルス感染症対策本部において「BA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」を決定いたしました。

本決定においては、新たな行動制限を行うのではなく、保健医療体制の確保に万全を期すとともに、重症化リスクのある高齢者を守ることに重点を置いて、効果が高いと見込まれる感染対策に、国・地方が連携して機動的・重点的に取り組んでいくこととしています。具体的な対応として、高齢者と接する場合（特にお盆・夏休みの帰省での接触）の事前検査をさらに推奨することとしています。

本決定を受け、お盆期間中、特に帰省する場合には、地元で高齢の親族など多くの人との接触があることから、今般、お盆中に帰省する者に対し、次の呼びかけ・周知を行うこととしました。

- ・ 帰省前及び帰省先から戻る前に検査を受けていただくこと
特に3回目未接種の方は、3回目接種を受けていただくとともに、積極的に検査を受けていただくこと
- ・ 上記の呼びかけに応じて行われる検査は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」（本年8月末まで）により、無料で行うことが可能であり、全国1万3千箇所以上の検査拠点において検査を受けられること
- ・ お盆期間中（8月5日から8月18日まで）、主要な駅や空港等で臨時の無料検査拠点を拡充すること

都道府県におかれては、上記の内容を十分ご了知の上、関係部局間で十分連携して、帰省前等の検査受検の呼びかけにご協力いただくようお願いいたします。

また、これらに伴い見込まれる無料検査の需要にも対応した実施体制の確保に努めていただくとともに、無料検査拠点の整備状況等について積極的に周知いただくようお願いいたします。

なお、貴管内市町村へも上記の内容について周知いただくようお願いいたします。

9月は自殺対策強化月間です！

第31回 自殺防止！東京キャンペーン

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、誰もが当事者となり得る重大な問題です。

東京都の自殺者数は、平成23年をピークに減少傾向でしたが、令和2年及び令和3年は、前年と比較し増加しました。新型コロナウイルス感染症による影響は、健康問題にとどまらず、失業や休業等による就労環境の変化や、生活的不安定化等による心身面の不調など、都民生活に深く影響を及ぼしており、今後も自殺リスクの高まりが懸念されています。

東京都では、毎年9月と3月を自殺対策強化月間に位置付け、「自殺防止！東京キャンペーン」を実施しています。本年9月も、九都県市（埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）や区市町村、関係団体と連携し、重点的に普及啓発等の取組を行います。

1 特別相談

- (1) こころの悩み等についての電話相談
- (2) 自死遺族のための電話相談

相談受付時間の延長等を行います。いずれの窓口も、相談料は無料です。

詳しくは別添チラシを御覧ください。

※ フリーダイヤル以外の相談先は、通話料・通信料がかかります。

※ 0570 で始まるナビダイヤルは、携帯電話の無料通話、かけ放題プラン等の対象外です。

※ この他、東京都消費生活総合センターにて「多重債務 110 番（☎03-3235-1155）」を9月に実施予定です。

- (3) LINE 相談

東京都福祉保健局公式 LINE アカウント 相談ほっと LINE@東京

「生きるのがつらいと感じたら…」メニューから相談を受け付けています。

毎日 15 時から 23 時まで（受付は 22 時 30 分まで）

利用方法等はホームページを御覧ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/tokyokaigi/rinji1/linesoudan.html>



特別相談以外にも、様々な機関が相談窓口を設けています。詳細はホームページから御覧ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/tokyokaigi/madoguti/index.html>

2 学生向けこころといのちの講演会（オンライン開催予定）

『オンライン時代の学生のメンタルケア ～こころの専門家と考えようー若者のいのち～』

東京都では、若年層の自殺対策を重点施策と位置付け、毎年、若者が抱えている悩みや、その悩みにどのように対応していくかを若者自らが考えていくことを目的とした講演会を開催しています。今年度も以下のとおり開催予定です。

- ・日 時 | 9月29日（木曜日）14時から16時30分まで
- ・対 象 | 都内に在住または在学する学生、保護者、対人援助職
- ・講 師 | 安宅 ^{やすみ かつひろ} 勝弘 氏（東京工業大学 保健管理センター 教授）
太刀川 ^{たちかわ ひろかず} 弘和 氏（筑波大学医学医療系 災害・地域精神医学 教授）
高橋 ^{たかはし} あすみ 氏（北星学園大学 文学部 助教）

問合せ先：福祉保健局保健政策部健康推進課 向山、中島
電話 03-5320-4298（直通） 32-860（内線）

3 ゲートキーパー啓発動画等の掲出

都では、悩みを抱える人を社会全体で支える取組を推進するため、「ゲートキーパー」の存在やその役割について、多くの方に知っていただけるよう動画を作成しています。このたび、以下のとおり動画、音声・バナーを掲出します。

皆さんの「気づき」や「声かけ」が、誰かの支えのきっかけになるかもしれません。あなたもゲートキーパーについて学んでみませんか？

(1) 掲出動画：ゲートキーパー啓発動画「気づいたら 声をかけるその勇気」

自殺のリスクにつながるような悩みに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る「ゲートキーパー」の役割を分かりやすく紹介しています。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/tokyokaigi/gatekeeper.html>

(2) 掲出媒体等

・タクシーサイネージ（GROWTHと提携する都内タクシー）

8月 8日（月曜日）～8月 14日（日曜日）

・都内映画館（池袋 グランドシネマサンシャイン）

8月 12日（金曜日）～8月 25日（木曜日）

・ヘアカット専門店 QB ハウス（CM配信可能な都内全店舗）

8月 27日（土曜日）～9月 16日（金曜日）

・JR 東日本（山手線、横須賀・総武線快速）

9月 5日（月曜日）～9月 11日（日曜日）

・都営地下鉄（浅草線、三田線、新宿線、大江戸線）

9月 12日（月曜日）～9月 18日（日曜日）

・音声配信サービス（Spotify 音声・バナー広告）

8月 20日（土曜日）～9月 19日（月曜日）

※Spotifyのみ、動画ではなく、音声・バナー広告を掲出します。



ゲートキーパー啓発動画「気づいたら 声をかけるその勇気」

4 ポスター・リーフレット等による広域的な普及啓発

自殺対策とは「生きるための支援」であり、関係機関が連携して包括的に取り組む課題であることについて、広く理解を促すため、区市町村や関係機関を通じて、本キャンペーンチラシ（別紙）や相談窓口一覧リーフレットの配布を行います。また、鉄道会社等と連携し、都内各駅等でポスターや画像の掲出を行います。

5 区市町村と連携した取組

以下の区市において、街頭等における啓発物の配布を行います。

新宿区、文京区、品川区、世田谷区、中野区、北区、板橋区、練馬区、小金井市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、多摩市（※東大和市と武蔵村山市は合同で実施）

詳細については、以下ホームページ「第31回自殺防止！東京キャンペーン（令和4年9月）」で随時更新します。

また、上記以外の区市町村や東京都保健所・精神保健福祉センターにおいても、自殺やメンタルヘルス対策に関する取組を行います。詳細は、以下のホームページ「第31回自殺防止！東京キャンペーン（令和4年9月）」から御覧ください。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/tokyokaigi/torikumi/campaign/campaign_0409.html

※新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み、内容の変更または中止をする場合があります。

6 自殺予防週間ライトアップキャンペーン

自殺対策基本法が定める自殺予防週間に合わせて、都庁第一本庁舎のライトアップを行います。

・都庁舎ライトアップ期間 | 9月10日（土曜日）から16日（金曜日）まで

※新型コロナウイルス感染症の流行状況や電力の逼迫状況を鑑み、内容の変更または中止をする場合があります。



いのち支える

国が定めた「いのち支えるロゴマーク」は、自殺対策の相談対応で重要な「気づき、傾聴、つなぎ、見守る」の流れを一体的に行うことで、いのちを支えるという決意が込められています。
ライトアップでは、本ロゴマークに使用されている4色を点灯します。

◎ ゲートキーパーが担う役割～まずは声をかけることから～

① 気づき、声をかける	<p>○声掛け (例)「どうしましたか。おつらそうで心配です。」 「眠れていますか？力になれることはありますか？」</p>
② 話を聴く	<p>○相手の苦労をねぎらい、共感を表す (例)「それはつらかったですね。よく耐えてきましたね。」 「これまで一人で頑張ってきたのですね。」</p> <p>○「死にたい」という言葉と気持ちに寄り添う (例)「死にたいと思うほどつらかったですね。」 「それほどおつらくて、消えてしまいたいと思うんですね。」</p>
③ 必要な支援につなげる	<p>○紹介する (例)「この困りごとについては、〇〇の窓口が詳しいと思うので、そちらにも相談してみてもいいかと思いますが。」</p> <p>○具体的なアクセス方法等を示す (例)「〇〇の窓口は、平日 9 時から 17 時まで受け付けています。電話番号、住所は…です。私から連絡してもよろしいでしょうか。」 →相談窓口はこちらより検索ください。 「東京都こころといのちのほっとナビ～ここナビ～」 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kokonavi/</p>
④ 見守る	<p>継続的な関わりができる場合は、相談窓口につないだ後も、必要があれば相談にのることを伝えましょう。</p>

◎ 自殺対策の推進のための情報発信の注意事項～特にメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識～

自殺関連の情報発信にあたっては、WHO が定めたガイドライン「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識（2017 年版）」をご参照の上、不適切な情報発信により自殺を誘引しないよう、一層の配慮をお願いいたします。 <https://www.mhlw.go.jp/content/000526937.pdf>（厚生労働省ホームページ）

すぐわかる手引（クイック・レファレンス・ガイド）

やるべきこと

- ・ どこに支援を求めるかについて正しい情報を提供すること
- ・ 自殺と自殺対策についての正しい情報を、自殺についての迷信を拡散しないようにしながら、人々への啓発を行うこと
- ・ 日常生活のストレス要因または自殺念慮への対処法や支援を受ける方法について報道すること
- ・ 有名人の自殺を報道する際には、特に注意すること
- ・ 自殺により遺された家族や友人にインタビューをする時は、慎重を期すること
- ・ メディア関係者自身が、自殺による影響を受ける可能性があることを認識すること

やってはいけないこと

- ・ 自殺の報道記事を目立つように配置しないこと。また報道を過度に繰り返さないこと
- ・ 自殺をセンセーショナルに表現する言葉、よくある普通のこととみなす言葉を使わないこと、自殺を前向きな問題解決策の一つであるかのように紹介しないこと
- ・ 自殺に用いた手段について明確に表現しないこと
- ・ 自殺が発生した現場や場所の詳細を伝えないこと
- ・ センセーショナルな見出しを使わないこと
- ・ 写真、ビデオ映像、デジタルメディアへのリンクなどは用いないこと